

【重要事項説明書】

居宅介護・重度訪問介護サービスのご案内

1 目的

居宅介護及び重度訪問介護（以下「本サービス」という）は、様々な障害を抱えながらも、可能な限り住み慣れたご自宅で自立した日常生活を過ごしていただけるように、利用者の状態に応じたサービスを提供します。本サービスは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の基本理念に基づき、生活の質の確保を重視し、健康管理・全体的な日常生活動作の維持・回復を図るとともに、在宅介護を推進し快適な在宅生活が継続できるように支援することを目的とします。

2 運営方針

利用者の個性を大切に、福祉の豊富な知識と介護の技術を備えた職員が生活リハビリの視点に立ち、より専門的にきめ細やかな心のふれあう対応をいたします。本サービスの実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス等との密接な連携に努め、協力と理解のもとに適切な運営を図ります。

3 サービス事業所の概要

(1) 事業所の名称等

事業所番号	2310101213		
事業所名	ヘルパーステーション KODOU		
所在地	名古屋市中村区亀島一丁目4番4号		
電話番号	052-459-0630	FAX	052-459-0631
管理者名	近藤 晴太		
通常の事業の実施地域	名古屋市中村区、中区全域		

(2) スタッフの体制

本サービスを担当させていただく職員等の職種、員数及び職務内容は次のとおりとします。

管理者 1名

サービス提供責任者 1名以上

訪問介護員 2.5名以上（常勤換算）

(4) 営業概要

営業日	月曜日から土曜日 (ただし、12月31日から1月3日を除く)
営業時間	午前 9時00分から午後 6時00分

4 サービス内容

前述の目的を達成するために提供するサービスの内容は次のとおりです。

(1) 居宅介護

居宅において、入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助。

(2) 重度訪問介護

重度の肢体不自由者であって常時介護を要する障害者に対し、居宅において、入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護。

5 利用料

(1) 給付の対象となるサービスの利用料

本サービス利用料の原則 1割が利用者負担となります。なお、利用者負担金の額は、1か月あたりの負担上限額が設けられています。利用料の詳細については別紙「利用料金一覧表」にてご確認ください。

(2) その他実費負担

通常の事業の実施地域を越える地域への訪問にかかる交通費は実費を請求いたします。なお、自動車を使用した場合の交通費は次のとおりです。

i) 通常の事業の実施地域を越える地点から片道5キロメートル以下
350円

ii) 通常の事業の実施地域を越える地点から片道5キロメートルを越え

る場合は、500円に1キロメートル増すごとに50円ずつ加算。

(3) お支払いの方法

利用者負担金の支払いについては、ゆうちょ銀行その他金融機関の口座自動振替の方法によるものとします。毎月末日締め翌月25日（当日が金融機関の休業日である場合はその翌日）が振替日となります。

6 加算

(1) 初回加算

新規に居宅介護計画または重度訪問介護計画を作成した利用者に対して、初回に実施した本サービスと同月内にサービス提供責任者が自らサービスを行う場合、または他の従業者が本サービスを行う際に同行した場合に算定されます。

(2) 緊急時対応加算

利用者またはその家族等から要請を受け、サービス提供責任者にて計画の変更を行った上で本サービスを行った場合に算定されます。

(3) 2人の従業者によるサービスの実施について

利用者またはその家族の同意を得ている場合であって、下記のいずれかの算定要件に該当するとき、所定単位数の100分の200に相当する単位数を算定します。

—算定要件—

- i) 利用者の身体的理由により、1人の居宅介護従業者による介護が困難と認められる場合
- ii) 暴力行為・著しい迷惑行為・器物破損行為等が認められる場合
- iii) その他利用者の状況等から判断して、i)又はii)に順ずると認められる場合

(4) 夜間・早朝、深夜のサービスの実施について

夜間または早朝に本サービスを提供した場合は、1回につき所定単位数の100分の25に相当する単位数を所定単位数に加算します。

深夜に指定訪問介護を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の50に相当する単位数を所定単位数に加算します。

(夜間) 午後6時から午後10時まで

(早朝) 午前6時から午前8時まで

(深夜) 午後10時から午前6時まで

7 サービスをご利用いただくに際しての注意事項

(1) 利用中止・変更の連絡について

利用者のご都合によりサービスを中止、または変更する場合には、サービス利用の前日午後6時まで、当事業所までご連絡下さい。

(2) キャンセル料について

上記期限後のキャンセルは、次のとおりキャンセル料を申し受けることとなりますのでご了承下さい。

- i) 前日午後6時までのご連絡・・・無料
- ii) サービス開始1時間前までのご連絡・・・利用料金の50%
- ii) それ以外の場合・・・利用料金の80%

ただし、急な体調不良や容態の急変など緊急やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料をいただかない場合もあります。

(3) キャンセル時の交通費のご負担について

利用者宅に訪問し、利用者のご都合でサービスの提供ができなかった場合は、前項に定めるキャンセル料のほかに、所定の交通費をいただく場合がございます。

(4) 損害賠償の範囲について

サービスのご利用に伴い生じた損害については、当事業所が付保する賠償責任保険の範囲内において、同保険の約款に従い損害を賠償します。ただし、当事業所の責に帰すべき事由によらない場合は、この限りではありません。

(4) 設備・物品の利用について

従業者は、感染予防のための手洗い等をはじめ、サービスの提供に伴い必要な範囲において、訪問先の設備・物品を利用させていただく場合がございますので、予めご了承下さい。

(5) 災害時等の対応について

本契約期間中または本サービスの提供中であっても、天災等により従業者の生命・身体に危険が生じるなど、本サービスを提供することが不可能または著しく困難な状況が生じたときは、本サービスの提供を中止する場合がございます。

(6) 金銭の取扱いについて

従業者は、業務以外の金銭の取扱いはできません。また、事業所・職員に対する贈り物などのご遠慮下さい。

8 業務継続計画の作成等

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し必要なサービス提供の継続的な実施、あるいは早期の業務再開を図るため、次の措置を講じます。

- (1) 業務継続計画を策定、職員への周知
- (2) 職員に対する研修及び訓練の実施 年1回
- (3) 定期的な業務継続計画の見直し、及び必要に応じた計画の変更

9 虐待の防止

サービスの提供に対する利用者の人権擁護・虐待の防止等に対応するため、次の措置を講じます。

- (1) 責任者の設置
- (2) 相談窓口の設置等苦情解決体制の整備
- (3) 虐待防止委員会の開催
- (4) 成年後見制度の利用支援
- (5) 職員に対する研修の実施 年1回及び新規採用時

10 身体拘束の適正化

サービスの提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束や行動を制限する行為は行ないません。緊急を要し、やむを得ず身体的拘束等を行う場合は、利用者またはその家族に対し、事前に書面にて説明、同意を得た上、その様態及び時間、その他利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録するとともに、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じます。

- (1) 指針の整備、及び職員への周知
- (2) 身体拘束適正化委員会の開催
- (3) 職員に対する研修の実施 年1回及び新規採用時

11 緊急時の対応

サービス提供に伴い、利用者に事故が発生した場合あるいは利用者の健康状態に異常が生じた場合には、速やかにご家族にご連絡するとともに、救急搬送の手配等、必要な措置を講じます。

12 秘密の保持

サービスの提供に伴う知り得た利用者及びその家族の個人情報等につきま

しては、当事業所が定める「個人情報保護方針」に従い、適切に管理いたします。

1.3 サービス内容に関する苦情・お問い合わせ

(1) サービスに関するご相談や苦情は、遠慮なく下記までご連絡下さい。迅速に対応いたします。

担当者：近藤 晴太（管理者）

桑原 清美（サービス提供責任者）

宮林 弓子（サービス提供責任者）

村瀬 崇予（サービス提供責任者）

TEL：052-459-0630 FAX：052-459-0631

(2) 利用者は、当事業所以外に、担当の介護支援専門員、市町村の相談・苦情窓口や国民健康保険団体連合会に苦情を伝えることができます。

<主な相談窓口>

愛知県	愛知県社会福祉協議会 運営適正化委員会	052-212-5515
名古屋市	名古屋市健康福祉局 障害者支援課指定指導係	052-238-0567